

令和 2 年度

第 3 回東京都食品安全審議会部会

日時：令和 2 年 8 月 11 日（火）午後 1 時 57 分～午後 4 時 00 分  
場所：東京都庁第一庁舎 4 2 階 特別会議室 A

午後 1 時 5 7 分開会

【稲見食品監視課長】 すみません、定刻より少し早いようですけれども、皆様おそろいのようなので始めさせていただきたいと思います。

それでは、ただいまから、令和 2 年度第 3 回東京都食品安全審議会部会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、福祉保健局健康安全部食品監視課長の稲見と申します。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、高橋福祉保健局健康安全部長よりご挨拶申し上げます。

【高橋健康安全部長】 健康安全部長の高橋でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

食品安全審議会部会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変暑い中ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

東京都は、東京都食品安全条例に基づき、東京都食品安全推進計画を策定し、総合的、計画的に食品安全行政を進めております。

現行計画は令和 2 年度をもって計画期間が終了となりますことから、当部会は、東京都食品安全推進計画の改定についてご審議いただくため設置させていただきました。

本年 5 月 2 9 日に第 1 回部会、7 月 9 日に第 2 回部会を書面による会議にて開催し、委員の皆様から、次期推進計画について貴重なご意見を頂戴いたしました。

ご参集いただき協議していただくのが本来かと存じますが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によりこのような書面開催となりましたこと、また、開催につきまして、度々の変更のお願いで、委員の皆様にご迷惑をおかけしてしまったことをおわび申し上げます。

このたび、皆様から頂きましたご意見を踏まえ、次期推進計画の改定につきまして、審議会答申の中間まとめ案を作成しましたので、委員の皆様にご審議いただきたく、本日の部会を開催させていただくこととなりました。後ほど事務局から詳細について説明申し上げますので、委員の皆様方にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴し、またご討議いただき、東京都の食品安全行政の一層の推進にご協力いただきたくお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【稲見食品監視課長】 本審議会部会の資料及び議事録は、原則公開することとなっておりますので、あらかじめご承知おきいただきたいと存じます。

また、ご発言の際は挙手の上、目の前のマイクの下側のボタンを押していただき、赤いランプが点灯しましたらご発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただき、赤いランプを消してください。

なお、資料につきましては、ペーパーレスの取組促進のため、タブレットを使用し説明させていただきますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

それではまず、部会委員の皆様のお出席状況を確認させていただきます。

本部会は、東京都食品安全審議会規則第6条により、委員の過半数のお出席がなければ開催することができないこととなっております。ただいまご出席の委員は6名で、部会委員総数7名の過半数に達しており、定足数を満たしていますことをご報告申し上げます。

なお、本日は東京都食品衛生協会の石川委員からご欠席のご連絡を受けております。

続きまして、本日は部会設置後初めての集合形式による開催となりますので、部会委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元の資料に部会委員名簿と座席表がございますので、ご参考にご覧ください。

それでは、委員名簿に従いましてご紹介させていただきます。参考資料1の順に紹介させていただきます。

一番上の石川委員につきましては、本日、ご欠席のご連絡を頂いております。

続きまして、奥澤委員でございます。

【奥澤委員】 奥澤でございます。よろしくお願いいたします。

【稲見食品監視課長】 小浦委員でございます。

【小浦委員】 小浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【稲見食品監視課長】 富松委員でございます。

【富松委員】 富松です。よろしくお願いいたします。

【稲見食品監視課長】 中根委員でございます。

【中根委員】 中根と申します。よろしくお願いいたします。

【稲見食品監視課長】 西村委員でございます。

【西村委員】 西村でございます。よろしくお願いいたします。

【稲見食品監視課長】 森田委員でございます。

【森田委員】 森田でございます。よろしくお願いいたします。

【稲見食品監視課長】 続きまして、事務局の幹部職員をご紹介させていただきます。委員名簿裏の事務局名簿をご参照ください。

先ほどご挨拶申し上げました、高橋福祉保健局健康安全部長でございます。

【高橋健康安全部長】 よろしく申し上げます。

【稲見食品監視課長】 中村福祉保健局食品医薬品安全担当部長でございます。

【中村食品医薬品安全担当部長】 中村でございます。よろしくお願いいたします。

【稲見食品監視課長】 その他の職員につきましては、名簿をもちましてご紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、部会長をご紹介いたします。

本部会には、東京都食品安全審議会規則第6条により、部会長を置くこととなっております。また、部会長は部会に属する委員のうちから互選することとなっております。第1回部会において各委員に選出をお願いいたしました。その結果、奥澤委員に部会長をお引き受けいただくこととなりましたことをご報告いたします。

それでは、以後の進行は奥澤部会長にお願いしたいと思います。

なお、カメラによる撮影はここまでで終了させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは奥澤部会長、よろしくお願いいたします。

**【奥澤部会長】** 部会長を仰せつかりました、奥澤でございます。委員の皆様のご協力の下、部会の円滑な進行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、議事に入る前に、事務局から本日の資料について確認をお願いいたします。

**【事務局】** 食品監視課の倉持と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、本日の資料についてご説明をいたします。

はじめに、紙資料といたしまして、次第、委員名簿、座席表、資料3の答申中間まとめの本文のホチキスどめのものをお配りさせていただいております。

また、皆様のお手元でございますタブレットをお手にとっていただき、丸いボタンを押してください。暗い画面だった方についてはもう一度押していただきますと、今、中央に映し出しておりますような画面が出てまいりますので、ご確認いただければと思います。

本日使用いたします資料データが入っております。00から06番までの資料、参考資料が入っておりますことをご確認いただければと思います。

一覧の必要な資料名をタッチしていただければ、その資料をご覧いただくことができます。

また、資料を横にスライドするとページを変えることができます。

画面下部に、中央に映し出しておりますようなスクロールバーが出ている場合につきましては、スクロールバー以外の部分をタッチしていただければ消えますので、ご確認いただければと思います。

こちらの資料を閉じる場合につきましては、左上にありますファイル一覧をタッチしていただきますと、画面を元の一覧の状態に戻すことができます。

以上がタブレットの使用方法となります。

資料が見にくい場合や不明な点がございましたら、挙手いただければ事務局の者が参ります。よろしいでしょうか。

最後に、机上資料といたしまして、各委員の席に、東京都食品安全推進計画（平成27年度～平成32年度）の冊子を1冊配付させていただいております。

以上が本日の資料でございます。

**【奥澤部会長】** タブレットの使い方、よろしいでしょうか。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事に入ります。

これからの議事の進め方でございますが、これまで2回の部会は書面開催ということで、一堂に会して質疑応答ができませんでした。そこで、本日は最初に、先日、第2回部会において都から示された次期計画の体系案と取組の方向性について、委員の皆様方から書面で頂いた意見や質問及び、それに対する都としての考え方について説明を受け、それについて質疑応答を行った後、本日の中心議事であります食品安全推進計画の改定について、答申案の中間まとめ、部会案について審議を行いたいと思います。そのような進め方でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは最初に、第2回部会において、委員の皆様から頂いた意見や質問と、それ

に対する都としての考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは引き続きご説明いたします。

資料1と記載しております資料を開けていただければと思います。

こちらが令和2年度第2回部会において委員の皆様から頂きました意見、質問、またそれに対する東京都の考え方をお示しした資料になります。

非常に小さい文字で恐縮ですが、大きくする場合は指で開いていただければ大きくなりますので、ご覧いただければと思います。

こちらの資料につきましては、前回の部会におきまして資料2としてお配りさせていただきました、東京都における食品安全確保施策の総合的な体系（案）に対するご意見、それと、資料3としてお配りいたしました、東京都食品安全推進計画次期計画における取組の方向性というものについて、それぞれ意見を頂いたものについて、まとめてお示ししたものでございます。

まず、1枚目上側にあります総合的な体系に関するご質問、ご意見について、ご紹介させていただきます。

まず一番上になりますけれども、HACCPに沿った衛生管理を推進する上で、食品衛生推進員や自治指導員などについても重点施策としてもおかしくないと考えていると。それと、「食品安全に係わる人材の計画的な育成」についても重点施策としてはいかがかということでご意見を頂いております。

これに対します東京都の考え方についてですが、ご意見を踏まえまして、HACCP導入・定着を円滑に進めるため、人材の育成を行う必要があると考えておりますので、計画的な人材育成の部分につきましては、重点施策であるHACCPに沿った衛生管理の導入・定着に推進で反映をさせていただきたいと考えております。

なお、食品衛生推進員につきましては、法に基づきまして、東京都の施策に協力していただき、事業者からの相談に応じ助言等を行っていただいております。また、自治指導員につきましては、業界団体が委嘱し、同業者に対し相談・普及啓発を行っております。東京都といたしましては、こちら、推進員及び自治指導員に対する教育などの支援を行うことによりまして、都内施設の衛生管理向上を図っていきたいと考えております。

続きまして、1つ下になります。47項目の基本施策は多過ぎると。テーマを減らすか、5年計画の中で項目ごとにメリハリをつけてはいかがかというご意見を頂いております。

都としての考え方ですが、基本施策というものにつきましては、都庁全体で取り組む事項を網羅しているものになっております。その中から重点的に実施すべき事項を重点施策として選定いたしまして推進すると考えております。

続きまして、3番目ですが、参考資料1、今回お配りしております参考資料3の2ページになりますが、こちらの2ページに、「最近の国の動向」として、改正食品衛生法の完全施行というものがございます。2点目の食品営業届出制度の創設については、対応するような施策がないと見受けられるので、該当する項目がなければ明示して盛り込んでいただきたいというご意見を頂いております。

こちらにつきましては、ご意見を踏まえまして、中間のまとめに反映させていただ

きたいと思います。こちら、中間のまとめ、「H A C C Pに沿った衛生管理の導入・定着の推進」という施策の中で、改正後の食品衛生法に基づき、新たに許可又は届出対象となるような事業者に対して、丁寧な周知及び導入・定着支援が必要であるという一文を記載しております。こちらについては後ほどご説明させていただきたいと思います。

続きまして、4番目になりますが、同じ資料の中で、特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度の創設というものがございます。こちらについては、完全施行が令和3年6月の内容なのかどうかというご質問。2点目といたしましては、対応する施策として健康食品対策にある「指定成分等含有食品による健康被害情報」とあわせて充実してほしいというご意見を頂いております

まず2点目に対する解答になりますが、「指定成分等含有食品による健康被害情報」につきましては、「『健康食品』対策」において対応してまいりたいと考えております。また、特別の注意を必要とする成分等を含む食品（指定成分等含有食品）による健康被害情報の届出につきましては、令和3年ではなく、今年、令和2年6月1日に施行となっております。

その下、5点目になりますが、25番の食品とリコール情報の報告制度の運用につきましては、新制度の導入ということもありますので、重点施策に位置づけていただきたいのご意見を頂いております

「食品等のリコール情報の報告制度」につきましては、これまで東京都食品安全条例に基づきまして、自主回収報告制度として運用してまいりました。この自主回収報告制度と同様に適切に対応していきたいと考えております。また、対応状況につきましては、必要に応じて審議会でご報告させていただきたいと考えております。

続きまして、資料3の部分に移らせていただきたいと思います。

次期計画における取組の方向性というものにつきまして、トータル20のご意見を頂いております。

まず1番の、東京都エコ農産物認証制度につきましては、認知度を高める施策が欲しいというご意見を頂いております。

こちらにつきましては、様々なWEBサイトでのPRや販売PR集の作成・配布など、消費者や食品事業者に対しての認知度向上に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、2枚目をご覧ください。

こちらが、一番上に、東京都GAP認証制度の推進についてのご意見を2点頂いております。

1点目につきましては、エコ農産物認証制度と同様に、メリットを明確にした上で実施すべき、消費者への認知度が上がらない中で新設するのであればメリットを明確にした上で実施すべきと考えているというご意見を頂いております。2点目につきましても、農業者への普及はもちろんです、消費者側への認知度も大切であるということで、それぞれ認知度向上の施策が必要であるというご意見だと考えております。

これらに対する考え方につきましては、1点目につきましては、本制度は、都市農業の特徴を反映するとともに、普及指導員によるコンサルティングを受けられるとい

う、そういうメリットがございます。今後はこういったメリットを明確にして認知度向上に取り組んでまいりたいと考えております。

また、2点目につきましても、様々な手法により、消費者及び食品事業者の認知度向上に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進についてです。

現行計画の中で、食品衛生自主管理認証制度というものがございますが、こちらにつきましても、HACCPの施策で追加、維持していただきたいというご意見を頂いております。

こちらにつきましても、HACCPに沿った衛生管理の導入・定着を推進する中で、これまで自主管理認証制度で蓄積したノウハウを活用してまいりたいと考えております。

また、その下、HACCPに沿った衛生管理と事業者に対する講習会等の開催というところですが、まずHACCPの定着の前に認知・周知が必要だというご意見。それと、届出業種や新たに許可業種となるような事業者に対しても様々な改正ポイント等について周知を重視していただきたいというご意見を頂いております。

これに対する考え方ですが、こちらについても中間のまとめの中に反映をさせていただきますと思います。

続きまして、多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進につきましては、3点のご意見を頂いております。

1点目につきましては、ガイドラインの作成だけではなく、経済的や人的な支援というもの。2点目につきましても、設備投資の支援等も検討いただきたいというご意見を頂いております。

こちらに対する考え方ですが、食品安全推進計画というものにつきましては、東京都の食品安全に係る計画ということになりますので、衛生管理向上のための技術的支援というものを行ってまいりたいと、このように考えております。

3点目の、テイクアウトや宅配等を新たに開始する事業者に対する衛生管理の普及や技術的支援についてですが、前回お配りした資料の中では、こちらの技術的支援について「検討する」と記載しておりました。ただ、こういったテイクアウト等を始める事業者に対する対策につきましては、新型コロナウイルス感染症対応で急増する新業種において食中毒が起こらないようにするための対策は急務と考えておりますので、「検討する」ではなくて、「技術的支援を行う」としていただきたいというご意見を頂いております。

こちらにつきましても、中間のまとめで「技術的支援を行う」と反映をさせていただきますと考えております。

続きまして、次のページをご覧くださいと思います。

13番の食の安全に関する先行的調査というところですが、将来のリスクや輸出拡大への貢献も考えると、リステリアや海洋毒、マリントキシンなどの先行調査が必要ではないかと考えているというご意見を頂いております。

こちらにつきましても、先行調査を行う上で、都民の健康保護を図るため必要かどうかという視点で、テーマについて検討させていただきたいと考えております。

続きまして、24番、「健康食品」対策になります。

こちらについては「健康食品に対する正しい知識の普及と危害の未然防止」という記載がございますが、具体的には、「特別の注意を必要とする成分等を含む食品」、指定食品等含有食品に対する啓発活動と考えてよいのかというご質問を頂いております。またこれは、指定成分等含有食品でなければ、一般的な「健康食品」に対する正しい知識の普及と危害の未然防止という意味を指しているのかというご質問を頂いております。

「健康食品」対策につきましては、この指定食品等含有食品に限らず、いわゆる一般的な「健康食品」について、正しい知識の普及と危害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、26番の新たな表示制度等による適正表示の推進になります。

こちらについては、2点のご意見を頂いております。

1点目につきましては、原料・原産地表示というものが2020年に本格施行されますし、「人工、合成」などの添加物の表示についても2020年に変更されます。また、2023年には遺伝子組み換え表示の見直しや、時期は決まっておりますが、アレルギー表示である「くるみ」の義務化など、これからも食品表示基準の改正が続いていきます。その都度、表示改訂にならないように、早め早めに周知をお願いしたいというご意見を頂いております。

こちらにつきましては、表示基準の改正が確定している、未施行や経過措置期間に入っているものにつきましては、講習会等の機会を活用し、早めに周知をしてまいりたいと、そのように考えております。

2点目についてですが、第1回の部会における委員からのご意見、資料1のようになるんですが、こちらの19番に対する、委員からの意見に対する東京都の考え方として、「国とも連携して情報共有を図りながら表示の適正化に取り組む」というコメントが示されておりますが、資料3の「取組の方向性」の中には、そのコメントに相当する記載がないというご指摘を頂いております。

こちらにつきましては、中間のまとめの中で反映をさせていただきたいと考えております。その中では、「国を含む関係機関との連携を図る」という文言を追加させていただいております。

続きまして、32番の訪都・在都外国人への情報発信についてでございます。

2行目になりますが、たとえばアレルギー表示などは表示・ピクトグラムの説明とともに、必ず確認することも伝えるなど、丁寧な情報提供をお願いしたいというコメントを頂いております。また併せて、情報提供する事業者への技術的支援も含めて検討させていただきたいというコメントを頂いております。

こちらにつきましては、ご意見を踏まえまして、中間のまとめに反映をさせていただきたいと考えております。こちらについても詳細は後ほど説明させていただきたいと思っております。

33番になりますが、リスクコミュニケーションの部分になります。

こちらにつきましては、3ページ目の一番下と4ページの一番上になり、2点ご質問を頂いております



まず1点目になりますが、この新型コロナウイルス感染症の影響の下では、これまでの形式でのリスクコミュニケーションは困難になると思われる。東京都は、これまでも積極的にリスクコミュニケーションに取り組んでいただけない、今後も重点施策として継続していただきたいというコメントを頂いております。また、最後の部分になりますけれども、新しい生活様式に対応したリスクコミュニケーションの在り方も含めて、検討していただきたいとのコメントを頂いております。

こちらにつきましても中間の取りまとめの中で反映させていただきたいと考えております。

最後、4ページ目をご覧ください。

リスクコミュニケーションの2点目、それと食育の推進になります。

こちらは、食の安全で都民・消費者も気を付けなければならないことは「食中毒」であると。リスクコミュニケーションの推進や食育の推進の方向性で、「食品の安全」について記載されているが、この中には「食中毒」が含まれていると思うので、「食中毒」という文言を加筆していただきたいということと、全体を通して「食中毒」に関するトーンが低いというように感じると。最終的には、食品を利用する消費者の不注意で季節を問わず起きる食中毒があるということをしつかり啓発するべきだと考えているというご意見になります。

こちらにつきましても、中間の取りまとめ、「リスクコミュニケーション推進」という部分と、「食の安全に関する食育の推進」というところで反映させていただきたいと考えております。

また、食中毒に関するトーンが低いというご意見がありますので、第1章の「改定にあたっての考え方」や「課題と対応の方向性」の中でも、食中毒について記載していただいております。

続きまして、38番の都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保、こちらは、東京都消費生活条例の第8条に基づく申出の手法についてご質問を頂いております。都条例8条に基づく「申出」につきましては、消費者庁の申出制度とは趣旨が異なります。消費者庁の申出制度は、前回の部会の中でご質問いただきました悪質事業者通報サイトに近いものとなりますので、ホームページから提出することができることになっております。

一方、東京都の消費生活条例第8条に基づく申出につきましては、郵送または持参のみとなっております。都条例8条の申出の申請書の様式例につきましては、ホームページでの掲載などを検討してまいります。

最後に、43番、食品安全に係わる人材の計画的な育成については、緊急の課題であるのご意見を頂いております。

こちらにつきましては、先ほどご説明したとおり、中間のまとめに反映して、計画的に育成していきたいと考えております。

こちらの資料の説明については以上になります。

【奥澤部会長】 ただいま事務局から、資料1により、第2回部会における意見や質問及び都としての考え方について説明がありました。本件についてご質問等がありましたらご発言をお願いします。

なお、ただいまの説明の中で、皆様の意見を踏まえて次のまとめ案のほうに反映したというものについては、次の議論の中で質疑を進めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

どうぞよろしくお願い致します。

よろしいでしょうか。これは資料を事前にもお送りさせていただいて、お目通しいただいていると思いますので、ないようでしたら先へ進めさせていただきたいと思致します。

それでは次に、本題であります、東京都食品安全推進計画の改定について<答申(案)の中間まとめ>部会(案)について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】** それでは、東京都食品安全推進計画の改定について<答申(案)の中間まとめ>部会(案)についてご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。こちらは中間のまとめの検討部会(案)の内容をまとめたものとなっております。

構成でございますけれども、中間のまとめは第1章から第3章までの3章構成となっております。

第1章は、この資料の上部に記載をしておりますが、改定に当たっての考え方となります。第1節において、食品安全条例と推進計画との改定といたしまして、推進計画は食品安全条例第7条に基づき策定されていること。

計画の基本的視点といたしまして、食品安全条例の目的と三つの基本理念を踏まえ、諸課題の解決を図るべきであることを記載しております。

次に、計画の構成でございますけれども、生産から消費に至る食品安全確保施策の総合的な体系、これを基本施策といたしまして、その中から、重点的に取り組むべき施策を重点施策として選定することなどを示しております。

計画の期間でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間としております。

右側に移りまして、第2節でございますが、こちらは課題と対応の方向性としまして、計画の基本的視点に対応した3点を「施策の柱」に位置づけ課題を整理させていただいております。

まず施策の柱1でございますが、こちらは食を取り巻く環境の変化に対応する自主的な取組の推進でございます。

課題といたしましては、3点挙げております。

1点目が、食中毒などによる健康被害の発生を未然に防止するためには、食品の生産から消費に至る各段階で確実な安全対策を取られることが重要であるということ。

2点目といたしまして、平成30年に食品衛生法が改正され、原則として全ての食品と事業者にはHACCPに沿った衛生管理の取組が求められることとなったこと。

3点目が、食品に提供主体や形態が多様化しているということとなります。具体的には、営業許可の対象とならないようなボランティアなどが中心となる新たな食の提供形態や、新型コロナウイルス感染症の流行の影響などによって、テイクアウトや宅配などを開始する事業者が増加するということが見られております。こうした状況に対応した衛生管理水準の確保というものも課題として考えられております。

対応といたしましては、こちらに4点お示しさせていただいております。

1点目といたしまして、生産段階の工程管理などを東京都独自に認証する東京都GAP認証を普及するというものとなります。次に、HACCP管理の導入・定着を図るということ。それと、ボランティアなどの食提供主体への技術的支援というものや、テイクアウトなどを始める事業者への必要な対策の周知徹底というものを図るということを挙げております。

次に、施策の柱2でございますが、情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進でございます。

課題として4点挙げております。

1点目がTPP協定などの経済の自由化による食品のグローバル化の進展に伴う輸入食品安全の確保というもの。

2点目といたしましては、現行計画期間中にもきざみのりを原因とするノロウイルス食中毒事案など、広域的・大規模な食中毒事案が発生しているということがございます。

3点目といたしまして、こちらは「健康食品」に関することになるのですが、指定成分等含有食品による健康被害事例を含む、いわゆる「健康食品」の健康被害情報の収集を適切にしなければならないということ。

4点目といたしまして、食品表示につきましては、原料原産地表示など、新たな食品表示への制度への対応というものがございます。

これらに対する対応につきましては、4点挙げさせていただいております。1点目が、海外を含めた食品安全情報の収集・分析・評価が必要であるということ。2点目が、広域的な食中毒事案発生時の関係機関の連絡・連携体制の強化を図るということ。3点目が、「健康食品」の健康被害情報の収集や、指定成分等含有食品による健康被害情報の報告制度への対応。4点目といたしまして、新たな表示制度に基づく適正表示の推進というものがございます。

続きまして、右側の施策の柱3番になります。

関係者の相互理解と食の情報バリアフリーに向けた取組の推進でございます。

課題といたしまして、3点挙げております。

1点目が、都民自らが判断して食品を選択できる環境づくりが必要であるということ。2点目といたしまして、都内で働く外国人従事者が増加しております。これらの外国人従事者と十分なコミュニケーションを図ることが必要であるということ。3点目が、食物アレルギーにつきましては、アナフィラキシーショックといった症状を引き起こすということもありまして、健康のリスクは高いということから、総合的に対策を進めるべきということで挙げております。

対応の1点目といたしまして、都民・事業者・行政の意見交換の場、いわゆるリスクコミュニケーションを充実するということ。2点目といたしまして、外国人従事者への情報発信を行っていくということ。3点目といたしまして、総合的な食物アレルギーの対策を行っていくという3点を挙げてございます。

次に、資料下部左側をご覧ください。

第2章では、食品の安全確保のための施策といたしまして、第1節から第3節まで

の三つの節に分けております。

まず第1節でございますけれども、施策の体系化といたしまして、推進計画を総合的に実施するため、施策を体系化するという事としております。体系化するために、ただいまご説明申し上げました三つの「施策の柱」に加えまして、基礎研究や人材育成など施策の土台となる取組を「施策の基盤」として位置づけることとしております。

第2節が基本施策になってございます。

次の2ページ目をご覧ください。

こちらが、体系図をお示ししておりますが、都における生産から消費に至る食品安全確保施策、こちらに示しております47の施策を、「施策の柱」、それから「施策の基盤」ごとを一覧として取りまとめております。「施策の柱」と「施策の基盤」に1番から47番までの基本施策を列挙し体系化しております。重点施策につきましては、二重丸のマークをつけさせていただいております。

なお、32番の施策につきましては、第2回部会資料までは、訪都・在都外国人への情報発信としておりましたが、東京を訪れる方や、東京にいらっしゃる外国人というような、訪都・在都のように列挙して記載をするのではなくて、包括的に外国人とすることとさせていただきました。そのため、施策名を「外国人への情報発信等の充実」というふうに変更させていただきましたので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは1ページ目にお戻りください。

資料左下になりますが、第3節の重点施策になります。

こちらの重点施策でございますが、第1章第2節でお示しいたしました食品安全を取り巻く現下の重要課題に照らし、今後5年間を見据え、重要課題に迅速・的確に対応するため、特に重点的な取組が必要な施策を選定させていただいております。

この資料最後の3ページ目をご覧くださいと思います。

こちらに11の施策と具体的に取組む項目について記載させていただいております。

次期計画で新たに推進する施策につきましては、施策名の右側に新規と記載させていただいております。食品衛生法等の法改正に対応するための施策につきましては、法改正と施策名の右側に示しをさせていただいております。

行ったり来たりで申し訳ございませんが、1ページ目にお戻りいただければと思います。

資料下部右側になります。第3章でございます。

推進計画の実施に向けた考え方をお示しさせていただいております。

第1節では、施策の推進体制ということで、関係各局が適切に連携し、全庁的に施策を推進していくということ。それから、各種審議会などの意見、提言を活用しまして施策を推進していくことを記載させていただいております。

第2節では、推進計画の実施と見直しといたしまして、重点施策を中心に進捗状況を把握し、適切な点検と進行管理を実施していくこととでございます。具体的には、進捗状況を毎食品安全審議会へ報告するという事と、中間時期には広く都民に公表するという事とでございます。また、計画改定時点では十分に認識されていなか

ったような新たなリスクが顕在化することや、法改正の対応等において重大な課題が明らかになった場合など、状況の変化や課題が想定を超えて大きい場合は、必要に応じて計画の見直しを検討するということが記載させていただいております。

以上が部会（案）の概要となっております。

続きまして、資料一覧から資料3をご覧ください。

こちらが、中間の取りまとめの本文となります。

まず1枚めくっていただきますと、目次が記載されております。中間のまとめの構成や概要につきましては、今ご説明をさせていただきましたので、ここで詳細を説明はしておりません。第2章第2節の基本施策と、第3節の重点施策を中心に、あと第2回の部会等で頂きました委員からの意見というものを確認しながら説明させていただきたいというふうに考えております。

それでは、2ページをご覧ください。

こちらに食品安全推進計画改定に当たっての考え方というものがございます。

先ほど委員の意見をご紹介させていただいたときに、食中毒についてトーンが低いというふうに感じられることに対する対応をご回答させていただいたところになります。

こちらの考え方の2段目、「また、都は」というところになりますが、こちらの、申し訳ございません。その1個下ですね、「一方」ですね。3段目の「一方」というところになりますが、こちらは「食品流通や事業形態の広域化を背景としたノロウイルスや腸管出血性大腸菌による分散型広域食中毒事件（デیفューズアウトブレイク）の発生時における」というような記載をさせていただいております。こういう発生時には、関係機関と連携した広域的な対応体制の強化など、更なる施策の充実が求められるということで、食中毒に対する対策というものも盛り込むということ記載させていただいております。

それでは、基本施策についてご説明させていただきたいと思っております。

10ページと書かれている資料をご覧ください。よろしいでしょうか。

中間のまとめ、こちらの10ページになりますが、ここから基本施策の一覧というものを記載させていただいております。施策の柱、それから施策の基盤ごとに、番号順に取りまとめさせていただいております。重点施策につきましては、先ほどの体系図と同様に二重丸でお示しをさせていただくことと、オレンジ色でセルを塗り潰させていただきます。

まず10ページの施策の柱1では、2番の東京都GAP認証制度の推進というものを新たに設けております。こちらの施策は重点施策となっておりますので、詳細につきましては重点施策の中でご説明させていただきたいというふうに考えております。

3番のHACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進でございますが、こちらは法改正に対応する施策といたしまして、重点施策としております。施策の内容については後ほどご説明させていただきますが、第2回の部会において委員からご意見がありました、現行計画の施策である自主管理認証制度につきましては、本施策の推進に当たり蓄積されたノウハウを活用させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、4番の多様化する食の提供主体による衛生管理向上の取組の推進でこ

ざいます。こちらにも新たに設けた施策となっております、重点施策となっております。第2回部会において委員からご意見というもののなかで、テイクアウト等への技術的支援を行うということになります。こちらについては、概要に2段目で、テイクアウトや宅配等を開始する事業者に対する衛生管理の方法等に関する情報提供や指導を行うということで、「検討する」から「行う」というような文言に修正させていただいております。

続きまして、次のページの7番になります。

施策7番の、卸売市場内での安全・品質管理者の活用でございますが、これまでは、2段目のところになりますが、マニュアルを活用した自主的な品質・衛生管理を推進するということとしておりました。今般の食品衛生法の改正を踏まえまして、「HACCPに沿った衛生管理を推進する」ということで文言を修正させていただいております。

続きまして、一番下の10番になりますが、事業者に対する講習会等の開催というものになります。こちらにつきましても、委員からのご意見も踏まえまして、「HACCPに沿った衛生管理の取組や食中毒防止などの適切な衛生管理を促進する」という旨を1段目の中央付近に入れさせていただいております。

続きまして、1枚飛ばしていただいて、15枚目の13ページというものをご覧ください。

こちらでは、16番の食品安全評価委員会による分析・評価が重点施策となっております。

また、19番になりますが、畜産物等の安全対策の2段目になりますが、こちらに豚熱、以前は豚コレラと言っておりました家畜伝染病対策といたしまして、「飼育豚への豚熱ワクチン接種及び野生イノシシへの豚熱ワクチン散布を実施する」ということの記載を追加させていただいております。

続いて、次のページ、14ページをご覧ください。

20番のと畜場における食肉の安全確保でございますが、こちらについても2段目に「豚熱の拡大防止のため、車両消毒等を徹底する」を記載させていただいております。また、最後、3段目になりますが、3段落目のと畜解体作業に関する事項につきまして、改正と畜場法に対応するよう、「HACCPに基づく衛生的なと畜解体作業」に記載を修正させていただいております。

一番下の23番、輸入食品対策につきましては、こちらは重点施策となっております。

続きまして、次のページ、15ページをご覧ください。

一番上の24番の「健康食品」対策でございますが、こちらは、法改正の対応を含めたものとなっております。法改正も含めて、引き続き重点施策となっております。

この概要の4段落目に、「指定成分等含有食品による健康被害情報報告制度を適切に運用する」旨を新たに追加させていただいております。

その下、25番の商品等のリコール情報の報告制度の運用でございますが、こちらは、これまで都条例に基づく報告制度から法定制度に移行するということとなりますので、法改正対応施策といたしまして、都民及び事業者にも周知するというところで、国

と連携を図りながら適切に運用していきたいというふうに考えております。

一番下の26番になりますが、新たな表示制度による適正表示の推進でございます。こちら重点施策として推進してまいります。

また、委員からのご意見を踏まえまして、2段落目に「国を含む関係機関」という文言を追加させていただいております。

続きまして、次のページ、16ページをご覧ください。

29番の食品安全に関する健康危機管理体制の強化でございますが、こちらの施策は、広域連携協議会による連携体制の強化を追加しておりまして、こちら法改正への対応を含む施策といたしまして、重点施策としております。

続きまして、次のページ、17ページをご覧ください。

31番の、食品の安全に関する普及啓発・情報提供でございますが、現行計画の施策の一つであります「食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信」のうち、食品中の放射性物質のモニタリング検査結果などを、こちらの施策、本施策に含めて、引き続き発信させていただきたいと考えております。その旨を概要の2段落目に追加させていただいております。

続きまして、32番の外国人への情報発信等の充実でございます。

こちらは、東京を訪れる外国人や、都内で働く外国人従事者に対し発信するという、新たに設けた施策でございます。こちらについても重点施策として位置づけております。

続きまして、33番の食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進でございます。こちら重点施策となっております。先ほど委員からのご意見を踏まえまして、食中毒に関する記載を追加とお話をさせていただきましたが、こちらリスクコミュニケーションの中で、2行目の後ろから3行目にかけて、「食中毒等食品の安全に関する様々なテーマについて」ということで、追加をさせていただいております。

一番下の34番の総合的な食物アレルギー対策の推進でございますが、こちら重点施策となっております。

続きまして、18ページをご覧ください。

35番の食品の安全に関する食育の推進でございますが、委員からのご意見を踏まえまして、こちら2行目の中段に「都民に食中毒と食の安全に関する教育・学習の機会を提供する」ということで、食中毒に関する記載を追加させていただいております。

続きまして、1枚飛ばしていただきまして、20ページをご覧ください。

43番の食品安全に係わる人材の計画的な育成でございます。

こちらにつきましても、委員からのご意見にもありました、食品衛生監視員などの人材につきまして、「HACCPに沿った衛生管理の制度化に対応できるよう、資質の向上を図る」ということで、一番最後のところに記載させていただいております。

これら以外の施策につきましても、基本的には現行の推進計画と同じ内容となっておりますので、ご承知いただければと思います。

続きまして、重点施策についてご説明させていただきたいと思っております。

次のページ、21ページをご覧ください。

重点施策の内容でございますけれども、先ほども基本施策の中で二重丸でお示した11施策について、これを重点施策として選定させていただいております。

その内容についてですが、先ほど概要の3枚目で、新規または法改正として記しました次期計画において新たに設定及び法改正に対応するための6つの施策を中心に説明をさせていただきたいと考えております。

まず、重点施策の1番、東京都GAP認証の推進でございます。

こちらは新規施策となっております。

食品流通の出発点であります生産段階において、生産工程管理を促進する取組が重要であるという考えをお示しし、その上で、昨年度実施いたしました都政モニターアンケート、こちら都民アンケートになります。その結果から、食の安全を確保するために最も重要と考える段階は生産段階であると答えられた方の割合が多くなっております。また、食品の安全性をより高めるために有効と考える対策はというようなご質問につきましては、生産者や製造者、流通業者、販売業者による衛生管理を確実に実施することと考えられた方が6割以上ということで、最も高い割合となっております。これらのことから、多くの都民が生産段階における衛生管理に関心を持っているというふうにと考えられております。

これらのことから、農産物の生産・出荷における食品安全や環境保全、労働安全などの観点から、都が定めた管理基準に基づく適正な取組を東京都が認証する東京都GAP認証制度を推進して、このような取組により生産された農産物を認証するとともに、認証制度のPRと認証を受けた農産物の流通を拡大することによって、消費者が安心して、安全な農産物を購入できるようになると考えております。

具体的な事項といたしましては、東京都GAP認証の普及というものと、次のページになりますが、認証制度や認証を受けた農産物のPRを行っていくこととなっております。こちらの2点を挙げさせていただいております。

続きまして、重点施策2のHACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進でございます。

こちらは法改正に対応する施策となっております。

HACCPにつきましては、国連食糧農業機関と世界保健機関、FAOとWHOの合同機関であるコーデックス委員会によりガイドラインが示されて、各国にその採用が推奨されているというようなシステムとなっております。日本におきましても、平成30年に食品衛生法が改正されまして、原則として全ての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組が求められることとなっております。

委員からのご意見にもありまして、従来、法または条例に基づく許可または届出の対象外であった食品等事業者のうち、改正後の食品衛生法に基づき新たに許可または届出対象となる事業者に対しては、丁寧な周知及び導入・定着支援が必要であるということで、委員からの意見をこちらに盛り込ませていただいております。

今後、東京都は法令に基づき「HACCPに沿った衛生管理」を速やかに導入・定着するよう技術的支援を行うとともに、衛生管理の好循環、スパイラルアップというものを生み出していく必要があると考えております。あわせて、HACCPの導入・定着を円滑に進めるため、人材の育成を行っていく必要があるということとさせてい



ただいております。

具体的な事項といたしましては、2点挙げておりました、1点目がHACCPに沿った衛生管理の周知と技術的支援、それと2点目といたしまして食品安全を担う人材の育成になります。

続きまして、重点施策3、多様化する食の提供主体による衛生管理向上への取組の推進でございます。こちらにも新規の施策となります。

近年、子ども食堂など、ボランティアなどが福祉を目的として食品を提供するなど、提供主体や形態が多様化をしております。この中には、食品衛生の営業許可等の規制の対象外となる提供形態もあり、衛生管理水準の確保が課題となっております。また、東京都が作成をいたしました「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」においては、「食事の新しい日常」の一つといたしまして、テイクアウト等の利用が示されております。

これまで、客席で食品を提供した、食事を提供していたような飲食店がテイクアウトや宅配などの新たな形態での提供を開始し、食中毒事故を起こすというような事例も発生をしております。そのため、このように多様化する食の提供主体や新たな提供形態を取る事業者に対して食品を提供する際の適切な衛生管理を行うための指導や支援を行う必要があると考えております。

具体的な事項といたしましては2点上げておりました、1点目がボランティアなどの衛生管理に対する技術的支援というもの、2点目がテイクアウトなどの新たな提供形態を開始する事業者への衛生管理の方法等に関する情報提供や指導というものになっております。

続きまして、1枚飛びまして、24ページをご覧ください。

重点施策6の「健康食品」対策でございます。こちらにつきましては、現行の施策に法改正に対応する施策を加えております。

「健康食品」につきましては、東京都が実施いたしました調査において、最近1年間で「健康食品」を利用した人というものが66.4%、約、回答者の3分の2の人が健康食品を利用したというふうに回答しております。このようなことから、都民の生活にも広く浸透しているというふうに考えられます。

平成30年の食品衛生法の改正によりまして、健康被害の発生を未然に防止するという見地から、指定成分等含有食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める「指定成分等含有食品の健康被害事例報告制度」が創設されました。東京都といたしましても、本制度を適切に運用するということが求められております。

また、一部に、医薬品成分が混入されているものや、健康保持増進効果に関する不適正表示がされた健康食品などが流通をしております。こういった医薬品成分が混入しているもの、不適正表示というものが見受けられることから、監視指導の一層の徹底が求められております。

このような状況を踏まえまして、関係事業者を対象といたしました関係法令に関する法令の周知を図るために、定期的な講習会を開催というものと、それと健康食品を安全に利用するための注意事項などについて、都民への普及啓発というものを充実すべきであるとしております。

具体的な事項といたしまして、6点挙げております。

1点目が流通市販食品に対する監視指導、2点目といたしまして指定成分等含有食品の健康被害事例報告制度の適切な運用、3点目といたしまして「健康食品」による健康被害事例専門委員会の運営、4点目といたしまして事業者講習会の開催、次のページに移りまして、5点目といたしまして都民への普及啓発、6点目といたしまして機能性表示食品制度への適切な対応の合計6点の事項を挙げております。

続きまして、この25ページの重点施策8番をご覧ください。

健康危機管理体制の強化でございます。こちらにつきましても、健康食品対策と同様に現行の施策に法改正に対応する施策を加えさせていただいております。

食品による広域的、大規模又は重大な健康被害の発生をした場合などにつきましては、都の関係機関が連携して、都などの関係機関の協力の下、健康被害拡大防止、再発防止を図ることが必要でございます。

このために、法改正において、国と関係自治体の連携や協力の場として設置されました「広域連携協議会」があるのですが、この広域連携協議会を活用いたしまして連携体制の強化を図るということが重要であるとしております。

次のページに移りまして、平時から関係者間の訓練を実施することや、緊急時対応マニュアルなどの実効性を確保するために、関係各局及び関係機関が参加する訓練を通じまして常にマニュアルの検証を行うなど、迅速かつ適切な対応方法を確立していくことが重要でございます。

具体的な事項といたしましては、2点挙げております。

1点目が広域連携協議会などを活用した関係機関との連携体制の構築というもの、2点目といたしまして緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施としております。

続きまして、重点施策9になります。こちらについては、新たな施策といたしまして、外国人への情報発信等の充実になります。

厚生労働省が毎年公表をしております『外国人雇用状況』の届出状況のまとめ」によりますと、近年、都内の宿泊・飲食サービス業に従事する外国人労働者は増加傾向にあるというデータが示されております。このような外国人従事者に対して、保健所職員が監視指導や食中毒で施設に立ち入った際に、従事者が外国人の場合は言葉の壁などから、細かい作業内容等の聞き取り調査を行うことが困難というような場合もございます。

また食品衛生法の改正などによって、多くの制度変更が行われておりまして、外国人従事者に我が国の制度の理解を促し、衛生管理に関する情報を的確に提供することが必要であるとしております。

一方、東京を訪れる外国人につきましましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減少が見られるものの、今後は増加することが見込まれるということから、訪都外国人が、東京を訪れる外国人が安心して東京の食を楽しめるよう、都の食品安全に係る取組を丁寧に発信するとともに、飲食店等の事業者の食物アレルギー対応等の取組を積極的に支援する必要があるとしております。

委員からのご意見にありましており、訪都外国人が安心して東京の食を楽しめるように、東京都の取組を丁寧に発信する、説明すること、それとアレルギー対

策につきましては、飲食店などの事業者の食物アレルギー対応の取組について支援をするということを記載しております。

続きまして、重点施策の10の食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進についてでございますが、次の27ページのところになりますが、こちらの施策につきましては、新規や法改正対応ということではございませんが、先ほど委員からのご意見を反映した箇所について、ご紹介をさせていただきます。

この27ページの2段落目と3段落目のところになります。食中毒について追記というお話を頂きましたので、またという、2段落目のまたになりますが、この後半のところ、食中毒などの身近なリスクや予防について正しく理解できるよう、分かりやすい情報提供の充実を図っていく必要があるとしております。また、その下のリスクコミュニケーションの手法につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえながら、「新しい日常」に対応した手法を検討する必要があるということで対応をさせていただいております。

基本施策、重点施策について説明をさせていただきましたので、中間取りまとめの説明につきましては、以上となります。

【奥澤部会長】 ただいま、事務局から資料2と3についての説明がございました。

これらについて、ご意見、ご質問等を頂きたいと思いますが、何分ページ数が非常に多いため、対象を大きく四つにグループに分けて、順次進めてまいりたいと思います。

なお、資料2と3は密接に関係しておりますので、併せて検討を進めてまいりたいと思います。

資料について、資料の2について、ご質問等がある場合にも資料3の関連部分と併せてご発言をお願いしたいと思います。

それでは、初めに資料3の1ページから7ページまで、はじめにと、それから第1章、東京都食品安全推進計画改定に当たっての考え方、同じく資料2の第1章についてご質問、ご意見があればお願いいたします。

いかがでしょうか。

(なし)

【奥澤部会長】 特になければ、先に進めたいと思います。また、後で何かあれば、追加していただければと思います。

それでは、次に資料3の第2章、食品の安全確保のための施策のうち、8ページから20ページまで、第1節、施設の体系化及び第2節の基本施策、それから資料2の第2章、食品の安全確保のための施策のうち、第1節、第2節について、ご意見等あればお願いいたします。

よろしく申し上げます。

【富松委員】 食品産業センターの富松です。

恐れ入ります。この食品安全条例の基本理念の中には、「一義的な、第一義的な責任を果たすべき相手というのは食品事業者である」と書いてあります。これだけ法律が変わってきている中で、食品事業者に対する今後数年の支援というのはすごく大事なことだと思っております。

計画案について、集合教育や、消費者に理解していただくためのコミュニケーションの場といった内容が多く書かれていると思いますが、これから数年は、事業者が苦戦すると思います。そこに対して、少し支援をしていただく体制をつくっていただきたいと思います。

具体的には、例えばHACCPの制度化を一つ取っても、実際に行う事業者の方は、その方々の製品の特性に応じた対応をせざるを得ないわけで、一般的な集合教育では各事業者の製品の特長に応じた対応を伝えることは難しいと思います。一方で、個別に指導を行うことは難しく、そこで、相談窓口をしっかりとつくっていただければというのが要望であります。

加えて重点施策について、個別に後ほど重点施策の個別のテーマは議論させていただこうと思いますが、先ほどの説明だと、“重点”の意味は、食品安全審議会で報告をするということと、都民の方に情報を公開しますという、この二つをして重点だというふうに、説明頂いたのですが、これだけ47もあるテーマの中から11を絞ってそこに力を注いでいくのであれば、可能であればKPIをはっきり示していただいて、これをやるんだという形を重点テーマで取っていただければありがたいと思います。

全体的には、事業者にもう少し支援を頂きたいということと、47もあるので分散しないように重点化するために、重点テーマに特にKPI等が示されるといいなと思います。膨大な量なので大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

**【奥澤部会長】** 今、2点あったと思うんですが、最初のHACCPの制度化についての相談窓口のようなご指摘あったと思うんですが。

**【富松委員】** 今のHACCPの制度化を一例として挙げましたが、実は表示も大きく変わっていますし、環境問題で食ロスの話もありますし、加えてプラスチック循環やSDGsなど、いろんなことを対応しなければならないのです。事業者の人たちの中には、多分、やるべきことが分からなくなっている方も多く、その方々に個別対応するためには、集合教育じゃなくて相談窓口をつくっていただくようなことが一番ありがたいと思います。

**【奥澤部会長】** 例えば、今のこの部会の中間の報告の構成上、どの辺に該当するご意見として頂いたらよろしいでしょうか。

**【富松委員】** 例えば、基本施策の10番で、事業者に対する講習会等の開催というのがありますが、このような講習会は、私たちもよくやるんですが、一過性になってしまうので、事業者に対する相談窓口があるといいなと思います。先ほど、どこで説明があったのかな、例えば、基本施策の10番で、事業者に対する講習会等の開催というのがあるんですけど、この講習会って、私たちもよくやるんですけど、一過性になってしまうので相談窓口があるといいなと思います。

**【奥澤部会長】** ということですが、事務局、何か。

**【稲見食品監視課長】** ご意見、どうもありがとうございます。

なかなか難しいご質問で、いろんな案件を一義的にお答えする窓口はなかなかつくりにくいというのが、正直なところでございまして、ただ、食品衛生に関する部分については、制度上所管する保健所等が皆様からのご相談を受け付けているという状況

にございます。また表示なんかにつきましても東京都、表示相談ダイヤルを設けておりまして、私ども食品監視課の中に、表示にお答えできるような部分もございまして、そういったものをご活用いただきたいなというふうに思う次第です。

【奥澤部会長】 それと、2点目の。

【富松委員】 おっしゃられるとおりで、今も相談は受けていらっしゃると思うのですが、今回出されたHACCPの制度化に関するQ&Aの中でも、手引書にないところについては所轄保健所の助言を受けなさいと書かれています。そんなこと簡単にできるわけがないですよね。それで、本当に分からなかったら厚生労働省に相談しなさいというような形になっているのですが、相談をするにも、やっぱり窓口の方々がそういうことに対して、それなりに知識を持ち、経験を持っていないとできないことで、教育のところを重点施策にするべきではないかとの意見を出しました。第一義的に食品衛生の責任を果たすべき事業者にとって、自治体からの支援が、一番の肝になるかなと思っております。よろしくをお願いします。

【稲見食品監視課長】 相談者のスキルアップについては、人材育成のところで、私どもも十分対応させていただこうと思っておりますので、引き続き保健所のほうの活用をご検討いただければと思います。

【富松委員】 最後に事業者が頼れるのは保健所なので、よろしくをお願いします。

【奥澤部会長】 よろしいですか。

ほかにいかがでしょう。

よろしくをお願いします。森田委員。

【森田委員】 これまで書面審査ということで案を頂いて、ご意見申し上げて、それを適宜盛り込んでいただいて、ご対応いただきましてありがとうございます。

今まで書面で案を頂いて、それに対していろいろと意見を申し上げてきたんですけども、全体的に見ていると、食品衛生法改正で大きく変わっているところの中で、盛り込まれていないんじゃないかなと思う部分が、ちょっと以前から気になっているのが、営業届出と許可制度の創設のところなんです。はじめにの1ページにはちゃんと営業届出制度、許可制度の見直しと営業届出制度の創設等がきちんと書かれていますので、大きな大幅な見直しということで捉えられているんだろうというふうに思うのですが、じゃあ、実際にこの基本施策の中で許可制度の見直しと届出制度の創設について、強化されているというようなところをどこで読み込めばいいのかなというところが、ちょっと見えにくくなっているのかなと思います。

例えば、HACCPに沿った3番の、HACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進のところ、当然ながらその届出とか許可が変わってくるので、そこで指導をされるのか、または10番のところ、教育とか講習会の開催のところできちんと指導されていくのかというふうには思うんですけども、許可制度と届出制度のことについて、先ほど富松さんが相談窓口というお話ありましたけれども、これも既に厚労省の中では営業申請等新システムが7月20日から始まっていて、マニュアルもありますけれども、実際どういうふうに、事業者の方はどういうふうにやったらいいのかというところもまだ分かりにくい部分もあると思います。消費者もコールサイトとしては見られるんですけども、見方がよくちょっと分からないような部分もあります。

HACCPはもちろんですけれども、許可制度と届出制度に関するいろいろな手続の説明と、それから衛生システムをどういうふうにやっていくのかというところの具体のところを、恐らくこれから5年かけて事業者の方々がやっていかなきゃいけないところだと思うんですけれども、その部分が明文化していただければと思います。どこかに盛り込むような形で検討していただければなというふうに思います。

【奥澤部会長】 事務局。

【稲見食品監視課長】 ご意見、どうもありがとうございます。

私どもとしては、届出も、それから許可もやっぱりHACCPに基づく衛生管理をしなければいけないということで、HACCPの部分で読み込めないかなと思っていただんですけれども、そこがもう少し分かりやすいようにちょっと書きぶりについてご検討させていただきたいと思います。

【森田委員】 ここ、はじめにもありますけれども、HACCPと、それから営業許可制度の見直しは、厚労省のホームページもそうですけど、分けて書いてあります。何か、別の事項のように見えてしまうところもあるので、明示化されたほうが相談する側も分かりやすいんじゃないかなというふうに思いました。

【稲見食品監視課長】 ありがとうございます。

【奥澤部会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【森田委員】 あと、もう一つ、よろしいですか。すみません。

【奥澤部会長】 はい、ではもう一点。

【森田委員】 あと、改正食品衛生法の事項の中で、食品用器具・包装のポジティブリスト制度が変わるというところもあるかと思います。それに関しては、まだ経過措置期間もありますので、重点事項ではないのかもしれませんが、法改正のポイントとなっています。これから5年間というところの中で、もしそこで何か書かれるのであれば、その47番のところの食品の規格基準の設定とか、もしかしたらそういうところで読み込めるのかなとも思ったりするんですが、その点が全く表記がないというところも、実はちょっと気になっていたところです。

【奥澤部会長】 事務局、よろしく。

【稲見食品監視課長】 事業者への情報提供の部分で、この47番ですと、提案要求という形になってしまいますので、ちょっと盛り込みにくいかなということになります。

なので、先ほど指摘頂いたような10番とか、もしくは事業者へ情報提供できるような部分があれば、その部分に先ほど委員が言われたようなことも書き込んでいきたいと思います。

【奥澤部会長】 よろしいでしょうか。

ほかにいかがですか。

【富松委員】 もう一つよろしいでしょうか。基本施策の5番、6番に書かれております食品衛生推進員と食品衛生自治指導員、これについて私も詳しくはないので教えていただきたいのですが、この方々は監視指導はするのでしょうか。それとも、相

談相手になる、すなわちアドバイスを行うだけなのでしょうか。

【奥澤部会長】 事務局、よろしく。

【稲見食品監視課長】 食品衛生推進員と、それから自治指導員なのですが、推進員は食品衛生法に根拠規定がありまして、これは都知事が任命しているものになります。それから、自治指導員につきましては、これは食品衛生協会様が独自につくっている制度でございまして、法的根拠は食品衛生法の中にはないという状況でございまして、ただ、共通して言えるのは、いずれにしろ民間の事業者の方が、自分たちの衛生管理の向上のために働いていただいているという状況でございまして、監視指導の権限まではないという状況になります。

なので、お願いできる場所とそうでない場所と整理しながら、今後また事業に協力していただきたいなと思っているところです。

【富松委員】 ありがとうございます。

この方々が、監視指導はできないということになると、かなり人数的には厳しいですね。大丈夫ですか。

【稲見食品監視課長】 私ども、自治体の職員で何とかやらなければいけないという状況でございまして、そこについては、また内部で検討していきたいと思っております。

【富松委員】 たしか50万件ですよ、許可と届出で。前に検討委員会で、そういう数字を聞いたのですが、50万件はすごいなと思っておりました。

【稲見食品監視課長】 そうですね、報告営業まで含めるとたしか50万という数字だったと思っておりますけれども、ただ、そこには、例えば一つの施設で複数の許可を取っていただいているような事業者であるとか、一緒に届出を出しているような事業者の方もいらっしゃいますので、件数としてはそこまでは行かないのかなと思っております。

【富松委員】 私が心配しておりますのは、各事業者に対して6月1日の通知の中でも、丁寧に指導する、そして助言をするというふうには書いてはありますが、そんなに人的余裕がないだろうなと思う中で、この方々というのは監視指導をしていただけののかなというのが質問の趣旨でありまして、大変だと思いますけど、よろしくお願いします。事業者には、小さいところもたくさんあります。よろしくお願いします。

【奥澤部会長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、次に進めたいと思っております。

資料3の21ページから28ページまで、第3節の重点施策、同じく資料2の第2章、第3節について、ご質問、ご意見等があれば頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

中根委員。

【中根委員】 中根と申します。よろしく申し上げます。

重点施策、21ページ、すみません、重点施策の1です。東京都GAP認証の推進です。

それで、ちょっと質問といいますか、この重点施策という割に、私自身はとても、これは本当に大事な東京の農業のためにも絶対進めていただきたい施策だとは思っているのですが、これ、ここの文章、文章というよりも、具体的な事項が、もうちょっと

と具体的なことを少し、多分おありだと思うんですけども、あまりにも細か過ぎて書けないのか、ちょっとそこは分かりませんが、もう少し書き込んでいただいても、ほかの重点施策とのバランスを考えた上でもいいのではないかなという印象を受けております。

ちょっと、もちろん、まだそんなに認知度も、始めたばかりなのかもちょっとよく分からないんですけども、あまりほとんどないと思いますが、これから本当に重点施策として取り組んでいくのであれば、もうちょっと具体性があるといいのではないかなというふうに、ちょっと感想を込めまして、よろしく願いいたします。

【高橋食料安全課長】 食料安全課の高橋です。どうもご意見ありがとうございます。

今、委員さんのほうからありましたとおり、この東京都GAPにつきましては、平成30年度からスタートしたものでございまして、食品の安全・安心、それから環境保全、こういったものをしっかりと確保するための施策、生産管理の工程管理というものになっております。各都道府県でもこういったものは行っておりまして、我々のほうは東京都の農業に準拠した形での東京都GAPをこれから進めていきたいというふうに思っております。

ですので、今、ご指摘のございました2点、一番最初は東京都GAP認証の普及ということで、これは農家に対しての普及を促進していこうといったものになります。

二つ目は、いわゆる消費者とか、あるいは東京都産農産物を扱っていただける方々、いわゆる飲食店の方々についてのPRを進めていくといったものでございまして、具体的な方策は各予算の中で組み込んでいるところでございます。

ですので、書き方につきましては、ほかの重点施策等にもらみながら、このような書き方になっている状況ではございますが、少し検討させてもらいたいと思います。

【中根委員】 ありがとうございます。

【奥澤部会長】 ほかにいかがでしょうか。

西村委員。

【西村委員】 すみません、先ほどの認証制度の件なんですけれども、具体的な施策の中で、認証制度や認証を受けた農産物のPRというような項目があるかと思うんですけども、手法というか、もう少し具体的な方向を教えてくださいと助かります。

【高橋食料安全課長】 まず、PRにつきましてはですけども、我々のほうで昨年度から、例えば一般の消費者の方、あるいは流通業者の方々に対してのPRのためのシンポジウム、それからパンフレットの配布等を行っております。さらには、分かりやすくPRするための動画も、現在のところつくって配信をしているというところでございます。

今年度におきましても、各店舗での東京産農産物、GAPの農産物の、いわゆる販売のほうも力を入れていきたいなというふうに思っているところで、具体的にはそのような感じでございます。

【西村委員】 ありがとうございます。

【奥澤部会長】 ほかにいかがでしょうか。



【小浦委員】 今のところに関連してなんですけれども、GAPのPRのところ、先ほどおっしゃいましたシンポジウムに、そのシンポジウムには多分私も参加したんだと思うんですけれども、認証制度を受けた方ですとか、これから受けようとされている農業従事者の方のお話が盛り込まれていた会ですよ。やはり、消費者としてそういうお話を聞いていると、とても前向きな農業従事者の方たちのお話が聞けて、だったらその生産物を買うことでもっと応援しようというような気持ちになったのを感じているんです。

ですので、農業従事者の方との対話も含めた販売ですとか、大がかりなことではなくても、どこかのスーパーで販売するときには、ちょっとその方に来ていただくとか、よくあるパターンとしては顔が見える、私がつくりましたみたいなのがありますけれども、もっともっと、こう、身近な感じに受け止められるような施策ということ、このPRの中に盛り込んでいただいているのであれば、それでいいと思ったんですけれども、対話の場があるのがいいかなというふうに思ったところです。

【高橋食料安全課長】 小浦委員、どうもありがとうございます。

シンポジウムにおきましても、実際にいろいろな意見が出たところでございます。

我々は、それを受けまして、例えば直売所、多摩等にあります直売所におきまして、GAP農産物のPRのポップを立てたりとか、そういうところをいろいろと今考えているところであります。

おっしゃるとおり、いわゆるフェーストゥフェースの対話といったところにつきましては、こういう状況下ではございますけれども、積極的にちょっと取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。ご理解をお願いします。

【奥澤部会長】 ほかに。

【小浦委員】 ちょっと続けてよろしいですか。すみません。

それから、22ページのところのこの多様化する食の提供者によるという、ここは私も意見させていただいたところで、こういうふうに盛り込んでいただいてよかったです。テイクアウトや宅食の新たな形態での提供を開始、食中毒の事故も起きているということも書いてありますけれども、業者の名前を出してちょっと申し訳ないんですけれども、例えばUberイーツに対しても東京都は指導できるのでしょうか。宅配扱いをされているということで、何か国土交通省の管轄だというふうにも聞いたことがあるんですが、いかがでしょうか。

【稲見食品監視課長】 食品等の許可が必要かという観点で見ますと、営業許可等は必要ありません。どういう形での関わりになるかと申しますと、基本的には飲食店等の方が出前の延長という形で頼まれますので、飲食店についてこういう注意が必要ですよという普及啓発をしていきたいというふうに考えています。

【小浦委員】 分かりました。ですから、提供するその配達に頼む前のそこでの安全の配慮ということですね。分かりました。

すみません、もう一つ、ごめんなさい。

健康食品のところでの記述なんですけれども、確かに利用した人が66.4%って、

確かにもういろんなマスコミの媒体でも宣伝されているし、これだけの人が利用しているんだなというのは、数字を見て実感したところなんですけれども、具体的な事項として、次のページですね、ホームページや啓発の資材を通して都民への普及啓発というところがありますけれども、この中にぜひ書いていただきたいのは、あくまで健康食品は食品であって、これさえ食べるといふか、飲むといふか、それで病院へは行かなくてもいいんだと思ひ病状を悪化させたりとかというお話も聞いていますので、ぜひ食品であるというところを強調していただいて、体に変調といひますか、治す根本はやはり病院といふか、医療のほうだといふような、そのあたり、何といふんでしょね、もう少し分かりやすく、これだけで安心だみたいなことにはならないような啓発をぜひお願いしたいと思ひています。

以上です。

【奥澤部会長】 事務局、何かありますか、今のに。

【平井情報担当課長】 はい、健康安全研究センター食品医薬品情報担当の平井でございます。

ご意見、どうもありがとうございます。

おっしゃられたとおり、健康食品はあくまで食品でございますして、それを過信するがために、本来受けるべき適正な医療が受けられなくなるというようなことが起きないように、きちんと啓発、周知等を図っていきたくと思ひております。

今後とも、よろしくお願ひ申し上げます。

【奥澤部会長】 よろしいでしょうか。

ほかに、重点施策について、何か。

富松委員、何かありますか。

【富松委員】 それでは、先ほどの東京都GAPの件ですが、まず1つめは、環境、労働安全、これは作業安全の話だと思ひのですが、この東京都の食品安全審議会で、ここでやれる体制はあるのでしょうかという質問です。

二つ目は、先ほど直売所の話がありましたが、多分ロゴを打つにしても、集荷場とか、選果場が間に入ってしまうと、トレーサビリティが取れなくなるのですが、そういったところに対しては、GAPは取れないと思ひます。今GAPのネックになっているというのは、多分流通業のトレーサビリティだと思ひます。どんなに圃場管理をしっかりとやっても、選果場で混ぜて箱詰めされてしまうと、GAPをロゴとしてお客さんに伝えることができなくなるわけです。この辺に対する何か対策というのはお考えでしょうか。興味本位の質問の面がありますが、よろしくお願ひします。

【高橋食料安全課長】 ありがとうございます。

まず1点目ですけれども、環境関係につきましては、例えば減農薬とか、農薬をある程度抑えながらとか、こういった観点からこのGAPのほうは進めているところがございます。あくまでも、工程管理でございますので、その農家、農家がどういった形で生産工程を管理していくのか、それをチェックするといふ、そういう制度になっております。労働安全につきましても、例えば家族で、家族経営がもうほとんどの状況なんですけれども、例えば使用者を使った場合、事故のないようにという観点からの項目もありますので、その辺はGAPのほうで管理をしていくといった形になっており

ます。

それから、2番目の質問ですけれども、主に東京都の今のGAPの状況を鑑みますと、いわゆる直売所での販売が結構主流を占めています。流通の過程の中で市場、市場さんもいらっしゃるのですが、市場のほうに出荷するという形はなかなか取りにくい状況です。ですので、各直売所でそれぞれの農家が、もう完全に自分一人で出荷する形になっておりますので、そこで我々GAP認証した農産物ですという、そういったものをPRすることは可能かなというふうに考えているところでございます。

ほかの他県と比べて、非常に特異的なのは、市場流通よりもむしろ直売とか、契約とか、こういったものがほぼ主流を占めているというのは、東京農業の現状ということで、ちょっとご理解いただければと思います。

【富松委員】 ありがとうございます。非常に面白い話です。

最初のほうの労働衛生に関してですが、主に問題になっているのは、人を使う農家ではなく、家族でやっている農家の労働衛生がすごく問題になっていると聞いています。この辺は、何かGAPの中で基準とかいうのは定められていくんでしょうか。

【高橋食料安全課長】 具体的に大きな割合を占めているわけじゃなくて、東京都GAPの場合は、主にやっぱり環境保全とか、あるいは安全で安心したものをという形で項目のほうはつくっておりますので、個別、個人農家が多い東京の場合の労働安全というのは、さほど項目については大きくはないんです。ですので、むしろ、いわゆる家庭の農業が主流な中では、もうコミュニケーションというのはかなり取れているというふうに考えてはいるところです。ですので、あくまでも外に対しての、消費者に対してのPRとか、あるいは安全ですよという物を申すという、こういったところに重点を置いているというふうに、東京都GAPのほうは理解していただけるとありがたいと思いますが。

【富松委員】 ありがとうございます。

【奥澤部会長】 ほかの部分では、よろしいですか。

ほかに、重点施策についてご発言がなければ。

じゃあ、森田委員。

【森田委員】 重点施策、先ほど2のところでは届出のところを入れてくださいますところを申し上げたんですけども、その部分を届出と、そこから新しい許可のところをこの前のほうの概要のところに入れていただければと改めて思いました。

それから、先ほどの器具・容器のことも、ここの重点施策の2のところでは、何らか、そちらは先ほど第2節の基本施策のほうの中というよりも、こちらのほうの説明に加えていただくような形でいいのかなというふうに思っております。

それから、重点施策の3ですけれども、多様化する食の情報提供ということで、子ども食堂と、それから新しいテイクアウトのことについて、衛生管理の向上ということについて書いてあります。新型コロナウイルスに対応して、食としての「新しい日常」としてというところの記述もありますけれども、例えば子ども食堂は新型コロナが感染症対策の中で恐らく国の事業者のガイドラインみたいなものはあると思います。一方で、都の中のこういう指導の中に、その新型コロナウイルス対策の一つの新しい様式の事業者に対する指導みたいなものも、この中には入るのでしょうか。これは質

問になります。

【稲見食品監視課長】 食品安全推進計画になりますので、主に食品衛生法に基づく対応についてという整理でやらせていただきたいと思います。

今、委員がおっしゃったようなことは、感染症対策というものになると思いますが、そうしたものは、なかなか入れにくいとか、入っていないかなというふうに考えています。

【森田委員】 時々、報道なんかで、感染症対策のところだけども、食品衛生法もいろいろと使いながら指導するような場面もあるみたいなのも聞くこともあります。一緒にやられたりとかする場面がないのかなというふうに思ったんですけども、そこは分けるということなんでしょうか。

【稲見食品監視課長】 私ども食品衛生監視員が事業者様に立ち入る権限というのが、やっぱり食品衛生法の中にございますので、その部分については分けさせて記載をさせていただきたいなと思っています。

【森田委員】 よく分かりました。ありがとうございます。

あと、それからもう一点だけあるんですが、よろしいでしょうか。

24ページの健康食品のところなんですけれども、食品衛生法改正で四つの成分に関して健康被害情報報告制度というのがスタート、もう6月からしているんですけれども、ここにつきまして食品表示基準も併せて変更されていて、その四つのフォルスコリーとか、プエラリア・ミリフィカのようなものは、表示の方法を変えなきゃいけませんよというふうに表示基準も改正されていると思います。

そういった観点も含めて、今、私もよくその4商品の商品を見ているんですがウェブサイトなんかは注意喚起が大きく書いてあるんですけれども、まだ表示が変わっていないような場面があって、これから6月1日以降の製造分は、これから変わっていくのが出てくると思います。そこも含めて報告制度にはその表示基準の変更のところも併せてあるので、その指導も含めていただければと思うので、例えば報告制度等にしていただければと思います。

【奥澤部会長】 事務局、いかがですか。

【稲見食品監視課長】 ご指摘を踏まえまして、等で読み込めてということであれば等々をつけさせていただきたいと思っております。すみません。

【奥澤部会長】 ほかにいかがでしょう。

中根委員。

【中根委員】 すみません、追加になります。重点施策10番、26ページから27ページにかけてです。

このリスクコミュニケーションの推進についてですけれども、こちらに具体的な事項の中に参加型のイベントや体験型啓発の実施というふうにございます。これはいろんな形が考えられると思うのですが、今、このご時世を反映して、リモートですか、そういった形もあり得るのかなと思いましたので、まず、それは一つ要望としてです。

あと、これは質問ですけれども、学校の授業でこういった、こういうこの機会、リ

スクコミュニケーションを学ぶという機会はあるのかなというふうに、もしあれば、むしろ子どものうちから学べたらいいのになと思うんですけども、それは質問ということをお願いします。

【奥澤部会長】 事務局、いかがでしょうか。

【稲見食品監視課長】 まず、最初のご質問の参加型イベント等につきましては、その前段の部分で、問題提起として新しい日常に対応した手法を検討する必要があるという形で記載をさせていただいていますので、これはまだ結論がなかなか出ていなくて、ウェブ形式でやるとか、あるいは少人数で非常に間隔を開けてやるとか、そういう方法になってしまうのかなとは思いますが、まだどういう形でやるのかはちょっと書き込みにくいという状況でございますので、この形で記載をさせていただきたいなと思っております。

それから、学校についてなんですけれども、ちょっと私どもそこまで、学校でどんなリスクコミュニケーションをやっているのかというのを存じ上げていなくて、この計画の中には入れていないという状況です。

【中根委員】 ありがとうございます。

【奥澤部会長】 よろしいでしょうか。

それでは、最後に資料3の29ページ、30ページですか、第3章、推進計画実施に向けた考え方について、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

富松委員。

【富松委員】 繰り返しになるのですが、基本施策の24の教育のところは、やはり重要だなと思います。最近、JETROのウェブサイトでウェビナーで、誰でも、いつでも見られるようなものをよく見ております。なかなか良くできているなと思って見えています。あれはAdobe使っているのですが、ああいう何度でも見られるような教育資料って、事業者向けに平たく作っていただき、提供していただくとありがたいと思います。これは本来だったら厚労省の仕事ですが、そういうものを最近JETROの資料でこういう公開の仕方はいいなと、勉強になるなと思って見ていたことがありましたので、何度でも見られるウェビナーの資料みたいなものがあるなと思います。よろしくをお願いします。

【奥澤部会長】 事務局、何かありますか。

【稲見食品監視課長】 ちょっとどういったものが望ましいのかというのは、なかなか難しいんですけども、私どももいろんな情報をホームページ等で掲載させていただいておりますので、そういったものの中に何か対応できるようなものがあれば、一緒に載せていきたいというふうに思っております。

【富松委員】 よろしくをお願いします。

【奥澤部会長】 ほかに、この最後の部分について、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

予定の時間も大分迫ってまいりました。ほかになければ、様々なご意見をありがとうございました。

それでは、幾つか加筆修正するような部分があったかと思いますが、これについて、事務局から確認をお願いいたします。

**【事務局】** 委員の皆様方、ご意見ありがとうございました。

今回の中間まとめにつきまして、修正をすべきというコメントを頂いた点については4点と理解をしております。

まず、1点目につきましては、営業届出に関する事項についてです。こちらについては、重点施策の中には盛り込んでおりますが、基本施策の3番のHACCPに沿った衛生管理の導入・定着の推進の部分について加筆すべきというご意見を頂いたと考えております。書き方については、今後検討させていただければと思っております。

重点施策の中についてですが、2点目といたしまして、重点施策1、東京都GAP認証の推進の部分についてです。こちらにつきましては、具体的な事項というところにつきまして、もう少し細かく記載をしていただきたいというご意見を頂いたと思っております。こちらについては、また事務局内で検討をさせていただいて、お示しさせていただきたいと考えております。

続きまして、重点施策2、HACCPに沿った衛生管理の導入・定着推進の部分ですが、こちらに器具・容器包装のポジティブリスト性に関わる事項を追加してほしいというご意見を頂いております。こちらについても内容を事務局のほうで検討をさせていただきたいと考えております。

続きまして、重点施策6番、こちらにつきましては健康食品対策になります。こちらについては、細かくいきますと2点あったかと理解しております。

まず1点目が、指定成分と含有食品の健康被害事例報告につきましては、表示基準につきましても改正がされているということになりますので、2段落目の指定成分等含有食品の健康被害事例報告制度等が創設されたなどと、ちょっと記載を表示基準が追加されたことが読み込めるような記載にすべきということで、理解をしております。こちらについても事務局のほうで修正をさせていただければと思っております。

また、25ページ一番上の部分です。ホームページや啓発資材等を通じた都民への普及啓発ということについてですが、食品であるということを強調すべきというご意見を頂いております。治療については病院で行うということの啓発が必要だというご意見になっておりますので、こちらにつきましても、内容が盛り込めるかどうかも含めて、記載内容について、事務局で検討させていただければと考えております。

修正の必要な箇所については、以上です。

**【富松委員】** 先ほど、申し上げましたとおり、せめてHACCPと営業規定については、事業者の方に遠慮なく保健所に連絡してくれと、その体制を取ると、窓口はあるという内容を盛り込んでいただきたいと思えます。

**【事務局】** ご意見ありがとうございました。保健所で相談を受けるという旨について記載できるように事務局で検討させていただきます。

**【奥澤部会長】** ということで、5点ですか、1点追加で5点の訂正、修正が必要な箇所ということで確認をしてもらいました。

この点でよろしいでしょうか。

そうしますと、今後、これらの修正作業等、段取りはどういうふうになりますでしょうか、事務局。

**【稲見食品監視課長】** ただいまご確認いただいた部分につきましては、委員から

のご意見を踏まえまして、事務局のほうで修正させていただいて、部会長に確認いただいた上で中間まとめ部会案とさせていただきたいと考えております。

なお、部会委員の皆様には修正後の部会案を審議会前にお送りするというので、進めさせていただきたいと思っております。

【奥澤部会長】 ただいま事務局からお諮りしたような作業ということで、進めさせていただくということによろしいでしょうか。

(異議なし)

【奥澤部会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、今後の審議会等々のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

【稲見食品監視課長】 今後の審議会のスケジュールでございますけれども、次回、9月9日に第1回の審議会を開催いたしまして、奥澤部会長から中間のまとめの部会案を報告していただきます。

審議会で内容の了承が得られれば、東京都のホームページ上で中間のまとめを公表し、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントで寄せられた意見を事務局で集約いたしまして、第4回検討部会でパブリックコメントの結果を委員の皆様にご報告し、答申の部会案をまとめていきたいと考えております。

その後、第2回審議会を開催いたしまして、答申を頂ければと考えております。

なお、第4回検討部会につきましては、10月下旬を予定しております。詳細につきましては、決定次第事務局より連絡をさせていただきます。

スケジュールについては、以上でございます。

【奥澤部会長】 ただいま事務局の説明に何かご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日予定されておりました事項については、全て終了いたしました。

円滑な進行について、皆様のご協力、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局へお返しいたします。

【稲見食品監視課長】 奥澤部会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和2年度第3回東京都食品安全審議会部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。